

長 崎 県 職 員 を 募 集 し ま す

《 児 童 自 立 支 援 専 門 員 ・ 児 童 生 活 支 援 員 》

1 採 用 職 種 児 童 自 立 支 援 専 門 員 ・ 児 童 生 活 支 援 員

2 採 用 時 期 令 和 6 年 4 月 1 日 以 降

3 試 験 日 、 受 付 期 間 及 び 募 集 人 員

区分	試験日	受付期間	募集人員
1	令和5年10月15日（日）	令和5年 7月27日（木） ～令和5年 9月29日（金）必着	各1名（夫婦1組）
2	令和6年 1月14日（日）	令和5年10月16日（月） ～令和5年12月15日（金）必着	

※募集人員に達しない場合のみ2を実施。詳細はホームページをご確認ください。

4 勤 務 箇 所 長 崎 県 立 開 成 学 園 （ 児 童 自 立 支 援 施 設 ） [長 崎 市 平 山 台 2 － 3 4 － 1] ほ か
及 び 職 務 内 容 入 所 児 童 の 自 立 支 援 ・ 生 活 支 援 等 の 業 務 に 従 事

5 応 募 資 格 ① 昭 和 3 8 年 4 月 2 日 以 降 に 生 ま れ た 方
② 学 園 内 の 寮 舎 に 住 み 込 み で 働 く こ と が で き る 夫 婦 （ 採 用 日 ま で に 婚 姻 予 定
で ある も の を 含 む ）
③ 地 方 公 務 員 法 第 1 6 条 に 該 当 し な い 方
④ 長 崎 県 児 童 福 祉 施 設 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 （ 平 成 2 4 年 1 2
月 2 8 日 付 第 7 6 号 ） に 定 め る 児 童 自 立 支 援 専 門 員 及 び 児 童 生 活 支 援 員 の
資 格 を 有 す る 方

※③の地方公務員法第16条に該当する方とは

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 長崎県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※④については、どちらかが児童自立支援専門員の資格を有し、もう一人の方が児童生活支援員の資格を有する方です。

6 給 与 等 ① 給 与 月 額

初任給は採用前の学歴及び経歴をもとに、一定の基準により考慮されます。
また、昇給は原則として毎年1回行われます。

② 諸 手 当

期末手当、勤勉手当（年2回）：合計4.4月（令和5年4月1日時点）
その他、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを各手当の支給要件
に応じて支給。

【例】

○児童自立支援専門員（40歳・大卒）の場合

月額270,900円～312,100円（※）＋諸手当

○児童生活支援員（40歳・大卒）の場合

月額260,900円～303,600円（※）＋諸手当

※令和5年4月1日現在の給料月額のほか、児童自立支援専門員・児童生活支援員に係る給料の
調整額を含めて算出した額

- 7

試験の方法

- ・ 専門試験（専門的知識〔社会福祉、児童福祉、児童心理学〕についての多肢選択方式等による筆記試験）
 - ・ 論文試験（職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての論文試験）
 - ・ 面接試験（人柄等についての個別面接による試験）
 - ・ 適性検査（職務遂行に必要な適性についての簡単な検査）

8

試験場所

長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟 3階305会議室
※午前10時～（受付：午前9時30分～）

- 9

応募方法及び申込先

① 提出書類

（イ） 県職員採用試験受験願書（県指定様式）

（ロ） 履歴書（県指定様式、写真貼付）

（ハ） 最終学校卒業（見込み）証明書

（ニ） 資格証明書の写し

※県指定様式は、長崎県ホームページよりダウンロードできます。
(<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kodomo-ka/index.html>)



QRコード

- ② 申込先

〒850-8570
長崎市尾上町3番1号
長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課

※受験票は発行しないのでご了承ください。

◎ その他不明な点がありましたら、長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課へお問い合わせください。

☎

095-824-1111（代） 内線5017
095-895-2442（直）

○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月28日

長崎県条例第76号

(児童自立支援専門員の資格)

第119条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (4) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学等を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (5) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (6) 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- (7) 学校教育修了者等であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- (8) 教育職員免許法に基づく小学校、義務教育学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

第120条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者